

平成 30 年 3 月 26 日
監 査 委 員 決 定

平成 30 年度部課室局等事務事業監査実施要領

1 根拠法令

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項、第 4 項

2 対象及び実施基準

- (1) 教育委員会を除く全課（所、室、局含む）を実施する。
- (2) 各課、所、室、局（課長級以上職場）単位で実施する。
- (3) 各施設における事務局監査は、おおむね 3 分の 1（保育園は 4 分の 1）を
主管課の監査の中で実施する。

3 監査対象及び実施数

- (1) 各課、所、室、局 合計 65 か所
- (2) 事務局監査対象施設は、環境部（清掃事務所 1 か所）、文化共育部（共育
プラザ 2 か所、子ども未来館）、生活振興部（区民館等 6 か所、消費者セン
ター）、子ども家庭部（保育園 8 園、育成室 1 か所）、健康部（健康サポ
ートセンター 3 か所）
合計 23 か所

4 日 程

(1) 監査委員監査

- ① 期 間 平成 30 年 4 月 20 日(金) ～ 平成 30 年 8 月 23 日(木)
- ② 開始時間 午前は 9 時 30 分開始、午後は 1 時 15 分開始。
※事務所等現地で行う場合は、本庁出発時間とする。

(2) 事務局監査

- ① 期 間 平成 30 年 5 月 8 日(火) ～ 平成 30 年 8 月 29 日(水)
- ② 開始時間 午前 9 時 30 分開始、全日とする。

5 会 場

- (1) 本庁等の各課、所、室、局は監査委員室及び 401 会議室。
- (2) 各事務所、健康部（江戸川保健所内各課、生活衛生課）、清掃課（清掃事
務所）、及び現場監査は現地。
- (3) 生活援護第二課、生活援護第三課及び子ども家庭支援センターは監査委員
室及び現地。

6 監査の範囲

平成 29 年度から、今回監査当日までの事務事業。

7 監査の方法

監査委員は、関係部課長等の出席を求め、事前に提出された資料等を基に説明を受け、質疑応答による監査を実施する。

監査委員事務局は、監査委員の命を受け、監査基本計画に基づき、各課等から必要な関係資料、帳簿等の提出を求め調査及び聴取を行う。

また、財務会計システム、文書管理システム、庶務システム内に保管されている情報も活用する。

8 監査の着眼点

予算の執行過程において流用や執行委任等の会計行為が行われ、また毎年相当額の不用額（執行残）が発生していることから、予算の組み方及び使われ方が合理性を持ちかつ目的に照らし適切なものとなっているか、総括的に確認するとともに、各事務事業について、以下を主眼として実施する。

- (1) 予算執行が計画的かつ効果的に行われているか。
- (2) 事務事業の執行及び管理運営が計画的かつ合理的に行われているか。
- (3) 事務の執行は経済性、効率性及び有効性が考慮されかつ合規的に行われているか。
- (4) 契約の締結及び履行が適正に行われているか。
- (5) 滞納整理、不納欠損処分が適時かつ適正に行われているか。
- (6) 各種の帳簿、証拠書類の記載内容等に整合性はあるか。
- (7) 前回の指摘事項及び注意事項は、是正又は改善がされているか。

9 個別事項

財務諸表における相互間の総括的な整合性、継続性及び予算執行サブシステムと公有財産・備品・インフラ等サブシステムとの整合性の確認を行うとともに、「財務諸表・財務レポート」の有効活用について監査委員による聴取を行う。

1 0 監査通知、資料の請求

江戸川区監査委員条例第 4 条の規定に基づき通知し、資料の提出を求める。

1 1 監査結果の公表等

地方自治法第 199 条第 9 項により、区長等に提出し公表する。

公表の方法は、江戸川区監査委員条例第 5 条の規定により行い、江戸川区ホームページに掲載する。

1 2 その他必要な事項は監査委員が定める。